

平成28年第10回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月26日(水)
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員(26人)
会 長 1番 岩崎信一郎
会長代理 2番 麻生 克典
委 員 3番 岸本 六郎 4番 浦口 大輔 5番 今村 和人
 6番 岳野 一敏 7番 太田 尚臣 8番 山口 美幸
 10番 辻尾 政幸 12番 竹尾 久人 13番 高野 和美
 14番 山口 孝生 15番 木本 安仁 16番 山下 裕史
 17番 内海 輝次 18番 辻山 保美 19番 辻 良人
 20番 山脇 初良 21番 澤田 馨 23番 宮原 信明
 24番 熊野 三次 25番 朝長 久夫 26番 山添 満之
 29番 大久保和博 30番 井田 初美 31番 田中 初治
5. 欠席委員(5人)
 9番 郡 勝壽 11番 松本千代治 22番 牛水 司
 27番 平野 安雄 28番 福田 務
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 議案第45号 農地利用集積計画の決定について
議案第46号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画
(案)に関する意見について
議案第47号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項
・農地改良届について
・農地転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：中村 正且 局長補佐：神浦 真吾 主査：山口 智貴
8. 会議の概要

事務局 只今から平成28年西海市農業委員会第10回総会を開会いたします。

本日、9番郡委員、11番松本委員、22番牛水委員、27番平野委員、28番福田委員より欠席の旨、通告がありましたので

ご報告いたします。

出席委員は在任委員31名中26名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、4番浦口委員、5番今村委員にお願い致します。

議長 それでは審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第45号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは2頁、議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっております。3頁は農地利用集積計画集計表です。

ここで資料の修正をお願いします。4段目の表中、県公社借り入れ分が「賃貸借10年」となっていますが「使用貸借10年」に修正願います。詳細は本日配布資料を参照ください。「使用貸借権・賃貸借権設定」2件、「合意解約」1件、「使用貸借権・賃貸借権設定」（県公社借入分）1件の3つの表が対象となっております。

個人間の設定として「賃貸借」「15年」のもの、畑・1筆・3,428㎡、「使用貸借」「10年」のもの畑・1筆・1,376㎡、「合意解約」畑・4筆1,552㎡、県公社借入「10年」のもの「使用貸借」畑・2筆、2,289㎡となっております。

4頁は平成28年10月受付 利用集積計画表です。1番・譲り渡し者（貸し手）は■■■■、譲り受け者（借り手）は■■■■、農地の所在地は、西海町■■■■、地目・畑、耕作地目・畑、面積・3,428㎡、新再区分は「新」、権利の種類は「賃貸借」、期間は15年、2番・譲り渡し者（貸し手）は■■■■、譲り受け者（借り手）は■■■■、農地の所在地は、同■■■■

、地目・畑、耕作地目・畑、面積・1, 376㎡、新再区分は「新」、権利の種類は「使用貸借」、期間は10年となっています。

5頁は「合意解約」で1件・4筆・1, 552㎡で市農業公社からに貸し付けていた分につきまして、利便性が悪く土地の集約化を図るため、解約するとなっています。

6頁は県公社借入で、1番の西彼町、地目・畑、面積・1, 438㎡、2番の、地目・畑、面積・851㎡、計2筆、2, 289㎡、新再区分は「新」、権利の種類は「使用貸借」、期間は10年となっています。詳細につきましては議案書を参照ください。

7頁に借り手の経営状況を添付しております。

事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

5番 借り手のが今回借り入れしたのは、2筆で5反弱で、場所はの畑はをすぎてから登って行く農道があり、途中があって、その少し手前の道下になります。もう一枚は同じ道を更に登ってに入る道の隣の道を入ったところにあります。貸し手のの畑は賃貸借、の畑は使用貸借ということでした。借り手のの裏の畑も借り入れて耕作しており、今回、規模を拡大したいということで借り入れたとのことでした。菜花をメインとし、ブロッコリー等も栽培する予定ということでした。本人及びご子息2人で熱意を持って頑張っておられ、問題はないと思われまますので、ご審議方よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

ただ今議案第45号について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第45号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第46号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは8頁をお願いします。議案第46号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので判断を求める。となっています。資料は9頁です。先ほどの6頁の県公社の借り入れ分の土地・2筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社から「1名」に対し、1番・2番の2筆の畑2,289㎡に、期間「10年」、新再区分は「新」、権利の種類は「使用貸借」の農用地利用配分計画（案）が出ています。詳細につきましては議案書を参照ください。10頁に借り手の経営状況を添付しています。
事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

6 番 借り受け人は年齢が21歳で新規就農者の認定を3月に受けております。青年等就農資金の融資を受ける認定も3月に受けており、着々と新規就農に向けて進めているところです。本人も意欲のある若者でございますので、よろしくご審議方をお願いします。

議 長 ただ今、議案第46号について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第46号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第47号「非農地通知の対象とすることの決定について」を議題といたします。

まず1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料は11頁をお願いします。議案第47号の非農地通知の対象とすることの決定について説明をいたします。今回は5筆、5,210㎡について、審議を頂きたいと思います。所有者の方は3件の方となっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。

1番の土地につきまして、所有者は長崎市■■■■の方で持家の隣に対象地があります。12頁に位置図、13頁に付近近況図、14頁に字図、15頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。16頁が対象地の現況写真です。

対象地は8月総会で農地法第4条の申請のあった隣の土地となっています。農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

事務局からの説明は以上です。

議長

それでは補足説明を担当委員をお願いします。

25番

対象の場所ですが、面積が166㎡と狭小ですが、近くには倉庫等建っておりまして、現場を見る限り耕作出る状態ではないと判断いたしました。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、議案第47号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長

ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第47号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長

次に議案第47号の2番、3番、4番を議題といたしますが、本案は■■■■委員が申出者となっている事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室・着席していただきます。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 2番から4番の土地につきまして、所有者は西海町■■■■の方で、農業者年金受給申請手続き前に経営農地を確定するため、利用状況調査で赤判定となった農地について「今後も耕作・営農を行わない」ので経営農地から除外するものです。17頁に位置図、18頁に付近近況図、19・22・25頁に字図、20・23・26頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ分が今回の申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。21・24・27頁が対象地の現況写真で、山林化・原野化している状況です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

13番 対象地は長年耕作されていない農地で、利用状況調査のときも山林化しており、耕作できる状態ではないことを確認いたしましたのでご審議をお願いします。

議長 ただ今、議案第47号の2番、3番、4番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第47号「非農地通知の対象とすることの決定について」の2番、3番、4番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 ここで■■■■委員の入室・着席をお願いします。

議長 次に議案第47号の5番を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 5番の土地につきまして、所有者は西彼町■■■■の方で自宅か

ら600mのところ申請地があります。28頁に位置図、29頁に付近近況図、30頁に字図、31頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。32頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を担当委員お願いします。

30番 対象地は約40年ほど耕作はされておらず、本人も今後耕作の見込みがないということでした。また、貸し付けるにしても進入路がなく、借り手がないということでしたので、よろしくご審議方お願いします。

議 長 ただ今、議案第47号の5番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第47号「非農地通知の対象とするものの決定について」の5番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。

農地改良届出及び農地転用許可不要案件届出について事務局から報告を求めます。

事務局 それでは資料は33ページをお願いします。平成28年10月受付 農地改良届出について説明をいたします。「1番」は貯水池の浚渫となっています。申請地は9月総会で非農地通知の対象となった4筆の下流域にある土地で登記地目が「田」となっています。堆積物がほぼ満杯の状態を果たせない状況となっており、周辺地に太陽光発電設備の設置計画等もあり、周辺土地の雨水等の一時貯水場として再利用するため浚渫し、浚渫物に改良剤を加え畦の補

強をするというものです。事業は平成28年11月1日から平成29年3月31日までを予定しております。資料は33頁です。

所在地・地番が西彼町 [REDACTED]、地目・田、地積・640㎡の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は34頁から40頁までで、34頁に位置図、35頁に付近近況図、36頁に字図、37頁に航空写真、38頁に現況写真を添付しています。39頁に被害防除計画書、40頁に工事計画書をつけています。

次に農地転用許可不要案件届出について説明します。

資料41頁ページをお願いします。平成28年10月受付 農地転用許可不要案件届出について説明をいたします。「1番」から「3番」までありますが、すべて西彼町 [REDACTED]における農業関連施設の整備工事（事後届出）の分となります。平成18年10月13日に農地法3条の許可申請を行い10月の総会を経て、11月15日に許可を受け、12月18日付け所有権移転売買の登記を行い申請地を取得し長崎市内から通農し作業をすることになりました。その当時農機具等の格納倉庫の建設について農業委員会に相談した際、200㎡以下の転用については農地転用許可不要案件届を行ってくださいと説明を受けていましたが、特段届出をしていなかったということです。建物の敷地相当部分と、建築物について税務課から課税されおり、別途手続きが必要と覚えていなかったとのこと。本年6月の総会で農地取得したことに伴い、本格的に西海市へ住所を移転し営農しようと考え農林課に各種補助制度（認定農業者認定等）の相談に来て、届出が必要との説明を受け、今回申請手続きに至っています。申請地は西彼町 [REDACTED]、地目・田、4,206㎡で平成21年度に倉庫・休憩所を建築した第1期工事85.70㎡をおこない、翌22年度に農機具を格納するため増築した第2期工事89.50㎡、平成25年度に米の貯蔵・精米所を新・増築した第3期工事106.25㎡の3件、計281.45㎡分の届出となっています。申請者は本年の第6回総会で農地法第3条の許可を受け、同地区に新たに10筆・8,703㎡の農地を取得しています。今後は住所を西海市 [REDACTED]へ移転し営農を展開していきたいとのことです。

関係資料は42頁から57頁までで、42頁に位置図、43頁に付近近況図、44頁に字図、45頁に航空写真、46・47頁に現況写真を添付しています。48頁以降は各工期毎に被害防除計画書、平面・立面図、配置図をつけています。第1期工事は48頁から50頁、第2期工事は51から53頁、第3期工事は54頁から57頁に關係資料を添付しています。事務局からの報告は以上です。

議 長 何か意見等ありませんか。
ないようでしたら、ただ今報告があったとおりに届出があったとい
うことをご承知おきください。

議 長 以上をもちまして本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了
いたしました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 これをもちまして西海市農業委員会第10回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。